

# 核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第378回

令和2年10月20日（火）

原子力規制委員会

# 核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第378回 議事録

### 1. 日時

令和2年10月20日(火) 10:30～11:51

### 2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

### 3. 出席者

#### 担当委員

田中 知 原子力規制委員会 委員

#### 原子力規制庁

市村 知也	原子力規制部	新基準適合性審査チーム	チーム長代理
長谷川 清光	原子力規制部	新基準適合性審査チーム	チーム長補佐
古作 泰雄	原子力規制庁	新基準適合性審査チーム	チーム員
猪俣 勝己	原子力規制部	新基準適合性審査チーム	チーム員
中川 淳	原子力規制部	新基準適合性審査チーム	チーム員
河本 彰誠	原子力規制部	新基準適合性審査チーム	チーム員
早川 善也	原子力規制部	検査グループ	専門検査部門 上席原子力専門検査官

#### 日本原燃株式会社

小田 英紀	再処理事業部	副事業部長 (設工認総括、新基準設計)
大久保 哲朗	再処理事業部	副事業部長 (設工認総括補佐)
松岡 真吾	再処理事業部	再処理工場 技術部 部長 (設工認)
山地 克和	再処理事業部	再処理工場 技術部 許認可業務課長
伊藤 佳明	再処理事業部	再処理工場 許認可業務課 課長 (設工認検査)
蝦名 哲成	再処理事業部	新基準設計部長
	兼	再処理事業部 新基準設計部 重大事故グループ グループリーダー (部長)
瀬川 智史	再処理事業部	新基準設計部 重大事故グループ 副長

若林 学	再処理事業部	品質保証部	事業者検査課長（部長）
工藤 公也	再処理事業部	品質保証部	事業者検査課 課長
越智 英治	再処理・MOX燃料加工安全設計総括		
高橋 康夫	再処理事業部副部長（設工認）		
佐川 貴人	再処理事業部	新基準設計部	機器耐震グループリーダー（課長）
佐藤 直道	再処理事業部	再処理工場	技術部 許認可業務課 副長
淵野 悟志	濃縮事業部	ウラン濃縮工場	濃縮保全部長
高松 伸一	燃料製造事業部副事業部長（新規制基準）		
菱沼 義幸	再処理事業部	品質保証部長	
成田 厚生	再処理事業部	品質保証部	品質保証課 課長
小川 文司	再処理事業部	再処理工場	保全技術部長
新岡 将	再処理事業部	再処理工場	保全技術部 副部長

#### 4．議題

（１）日本原燃株式会社再処理施設の設計及び工事の計画の認可の審査等について

#### 5．配付資料

資料１ 再処理施設等の設工認の対応状況について

#### 6．議事録

田中委員 それでは、定刻になりましたので、第378回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開始いたします。

本日の議題は日本原燃株式会社再処理施設の設計及び工事の計画の認可の審査等でございます。

本日も新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、日本原燃はテレビ会議システムにより参加となっております。

注意事項について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

テレビ会議システムということで、これまで同様に説明者は名前と資料番号、ページを明確にして説明してください。今出ていますけど、モニターに映して分かりやすい説明に

心がけてください。

以上です。

田中委員 よろしくお願いいたします。

それでは、早速本日の議題に入りますが、先ほど申し上げましたが、設計及び工事の許可の審査等についてでございます。

本件については8月31日及び9月14日の審査会合において、対応状況等について説明を受けたところでございます。本日は設工認申請書の作成等の対応状況について、また説明をお願いしたいと思います。

資料1でしょうか、お願いいたします。

日本原燃（松岡部長） 日本原燃株式会社の松岡です。

資料1を使って、再処理施設等の設工認の対応状況について説明させていただきます。

2ページ目を御覧ください。

二つ目のレ点からですが、6月24日「規制庁文書」を受けまして、再処理施設の類型化等の検討を開始いたしました。その後、実用炉における体系的な整理の仕方の理解が十分でなく、思うように整理が進まずということで、9月14日の審査会合で当社より体制強化について御説明した次第です。今回はそれ以降、体制強化を行い、進めてきた対応の状況を御報告いたします。

また、9月30日の「規制庁文書」を受けまして、廃棄物管理施設、それからMOX加工施設、濃縮施設におきましても、再処理と同様に申請書の作成を進めているところです。ここでは再処理施設の取組を御報告いたします。

3ページ目、お願いします。

当社の設工認に向けた活動を大きく、申請対象設備の選定、それから類型化の上での代表設備の選定、申請図書の作成という、三つの柱があるのですが、加えまして使用前事業者検査の準備も進めておるところです。このページでは我々の取組に対しまして規制庁文書の記載事項と、当社の活動の関連を下線で示しております。詳細は割愛いたします。

4ページ目を御覧ください。

ただいま申し上げました3本柱の活動の現状、課題、見通しといった説明をさせていただくのですが、その前に前提となります共通的な改善策について、このページで述べさせていただきます。

前回9月14日の審査会合で説明いたしました体制強化を実行に移したことで、規制庁文

書に沿った申請対象設備の選定と類型化について、ようやく活動の方向性を理解することができ、進めてまいったところです。

しかしながら、当社内で実用炉の体系的な整備に倣いまして活動を展開する中で、現場の施設部へ依頼した作業につきまして、多くの作業を並行で進めるという中で、手戻りが多く効率が悪いという問題が生じておりました。またその結果として、論点を明確にしていない資料で面談に臨むという場面も生じてしまっておりました。その反省として、ここで ～ 、3点挙げております。

としまして、進め方の方針を文書化していなかった。こちら要領やガイドの案を、文書としては案を使って多くの作業を並行で、多くの人数で進めていたという状況であったという中で、先ほどの非効率さがあったという、そういう反省です。

2番目といたしまして、これを基に作業担当箇所に依頼をしていましたが、案の状態で明確な指示内容になっていなかった。それから目的、これは作業内容とか管理を含めますが、この関係者間の共有が図られなかったという反省。結果的に計画的に作業を進められなかったということがありました。

3番目、これら一部の結果として、各作業の内容・期限が明確でなく、十分な進捗管理ができなかったという反省点が挙げられました。

これらに対します改善策といたしまして、同じく三つ。

一つ目。3本柱の各活動に対しまして、目的、スケジュールそれから作業方針、実施部署、これらを明らかにした方針書を、もうきちんと案ではなくて、ちゃんと方針書を作成する。方針を決定するに当たっては、責任者がしっかりその内容を確認するということを徹底します。

二つ目としまして、各責任者、方針書に基づき作業担当箇所、現場サイドに作業指示をきちんと文書で行うと。指示内容をさらに具体化する必要がある場合には、それも指示書のような形できちんと示すということです。

3番目といたしまして、事務局のほうではこれらの方針書、それから作業指示書の内容をしっかり確認の上、それに基づき進捗管理を行うということを徹底いたします。

上記三つの反省と改善を踏まえまして、これから作業3本柱の活動を進めることとしております。

5ページ、お願いいたします。

こちら一つ目、申請対象設備の選定の現状と見通しになります。

現状ですが、(1)事業変更許可書に記載した重要度の高い設備、こちらの選定につきましては、完了してございます。

(2)といたしまして、上記の重要度の高い設備以外で設工認申請書に対象となる設備、こちらの選定の状況ですが、実用炉の統一的な考え方に沿った設備の選定と、再処理施設の特徴に応じた設備を選定すること。こちら再処理の既認可の設工認で、広く設備を選定したこともあり、適切に抽出するという必要性を認識いたしました。こちらにつきましては、実用炉の考え方につきましては、電力支援を得ながら確認をしております。

それからbの再処理施設の特徴に沿った選定は、溶解設備等で考え方を整理しておるところです。

これらの課題ですが、今確認中、整理中ということで、まだ考え方が確定してございません。a.b.の整理をベースに、こちら先ほどの文書化するといったところを踏まえて標準化、こちらガイドを作って、全系統で適切な抽出を可能にする必要があるというふうに考えてございます。

こちらの見通しですが、丸番号でプロセス的に記載しておりますが、実用炉の考え方、まずは再処理施設の特徴を考慮したガイド案を作成すると。このガイド案の有効性、こちらきっちり検証します。検証に当たっては事前調査範囲、こちら主流路等の範囲、実施内容、指示者、作業者を明確にいたします。これは検証の有効性を確認した上で、ガイドという形で制定。制定したガイドに基づきまして、各施設部のほうに申請対象設備の選定、いろんな利用を行った上での選定をいたします。

これらのプロセスにつきましては、引き続き電力支援者の支援を得て実施し、11月中旬の完了と見込んでおります。

では6ページ、お願いします。

二つ目の類型化です。こちら(1)機種を選定ということで、申請対象設備を実用炉の考え方を参考に、再処理の特徴を踏まえ、後ほど例を示しますが、14機種を(案)として設定してございます。これらの14機種を、先ほども前ページで申し上げました重要度の高い設備につきまして分類を行っております。

(2)こちら評価項目での整理になります。こちら実用炉の考え方を参考に、技術基準規則の条文ごとの評価項目、こちら様式-6、7という形になるんですが整理中です。申請対象設備を類型化するためには、各評価項目の評価内容に応じた細分化が必要ですので、こちら実施中。技術基準、再処理に関しましては技術的なところが48条文ございまして、そ

のうち13条文を社内的に作成しております。35条分につきましては、今作成途中になっております。

(3)類型化・代表機器の選定になりますが、こちらは上位の機種、評価項目の整備、あと対象設備、今これが確定しないとできませんので、現状は、ここに記しましたような設備・機種で類型化を試行しているという状況です。

課題のほう、(1)につきましては、類型化の結果を踏まえて、14といいましたが、こちらの機種、今(案)として14ですが確定する必要がございます。それから事業変更許可書に記載されていない設備、こちらに対しましても確定した機種でもって、しっかりと分類するというのをこれから行う必要がございます。

(2)様式 - 6、7、こちらは今現状(案)ですので、評価項目を様式 - 6、7として確定させる。類型化するために必要な評価項目を選定するということが主な課題です。

(3)こちらにつきましては現状、まだ試行程度ですので、類型化に当たって考慮すべき事項の抽出がまだ完了していないといった、こういう状況でございます。

これらの見通しですが、 - 1としまして、一部条文を例に、まず様式の作成ガイドの有効性の検証を行います。検証に当たりましては、同様に実施内容、指示者、作業者を明確にいたします。

こちら - 2、検証の有効性を確認した後、(案)ではなくて、ガイドを設定いたします。

- 1、設定されたガイドを基に、様式 - 6、7を基に評価項目を決定。

- 2といたしまして、その評価項目毎の評価内容、詳細ですね、こちらを確定いたします。

、こちらは各施設部において、申請対象設備と、適合性確認に必要な評価内容の関係、こちらを機種ごとに整理をいたします。

この結果を踏まえ、 - 1として申請対象設備の類型化を行って、代表機器の選定を行います。

これらにつきましても、電力支援者の支援を得ながら進め、11月中旬の完了を予定しております。

7ページ目をお願いします。

3本柱の最後、これが最終的なアウトプットの申請図書の活動です。

現状といたしまして、(1)設備設計、こちらに関しましては当社、当初計画していた1回

申請予定の設備の設計・評価は完了しており、設備全体の設計・評価でいいますと、ここに記載したような分類で進捗をしております。

(2)、設工認作成要領、図書を作成するための要領になりますが、発電炉の作成要領をベースに作成要領(案)、今こちらを作成中でございます。この要領(案)を適用した場合の課題、それから仕様表の作成に当たっての課題、こういったものを現在抽出しております。

(3)要領に基づきます申請図書の作成ですが、要領確定しておりませんので、ステータスとして未着手となっております。

これらの課題ですが、(2)の要領の確定がまだできておりませんので、抽出された課題への対応策の反映、それから前ページ、前々ページの活動の結果を受けた作成要領への反映内容の検討、要領(案)の検証方法の確定、要領の確定に伴う各施設部への周知・教育ということが、今後の課題になります。

これらの見通しですが、抽出された対応策、こちら要領へしっかり反映し、として前ページ、前々ページの結果を踏まえ、要領の反映、11月中旬を予定しております。

- 1、検証方法、それから検証内容を確定しまして、 - 2、検証を実際実施し、確認された課題、評価それから作成要領への反映要否の検討、こちら類型化の議論が完了してから1週間程度を見込んでおります。

、申請書の作成を上記の上で、検証完了後速やかに実施いたしまして、申請書の作成完了、12月を予定しております。

8ページ目、お願いいたします。

設工認対応に係る体制でありまして、前回の審査会合等で分かりにくかったと指摘を受けたところ、今回一部表現の見直し程度であります。記載を適正化してございます。

それから先ほど申し上げた改善策です。体制はこの体制でやっていく上で、機能しなかった部分につきまして、赤字でどの部署かといったところを明確にしております。こちら左下、右下に各施設部のちょうど上に位置します新基準設計部、それから許認可業務課、こちらが各施設部へ依頼を出しますので、赤囲みで示していますが、いずれもしっかり方針書、指示書を作成し、各施設部へ依頼。

上記に基づきまして、ここ「進捗管理」と書いていますが、個別の依頼に対しては、個々にここで進捗管理をする。こちら一番上のほう、副事業部長、技術統括といったところでしっかりその内容、中身を決定し、決定した文書に基づく指示を出すといったところ



をしっかりと管理いたします。

真ん中、事務局のほうはこれらの方針書、作成内容の確認、先ほどの改善の趣旨に添っているかということも含みまして確認をし、こちらは、全体を総括した進捗管理を行ってまいります。

9ページ目は、今の体制の各責任者の役割を文書で書いてございますので、こちらの説明は割愛いたします。

10ページからは、先ほどまで私が申し上げた活動の実例をお示ししております。簡単に紹介だけです。

10ページ目は系統図の主流路を追って、申請対象設備を選定する様子の事例を示してございます。

11ページをお願いします。

こちらは申請対象設備リスト、リスト化したときの様子、リストの例を示してございます。

12ページ目をお願いします。

こちらは機種による類型化、先ほど(案)として14機種設定したと申し上げました、容器、熱交換機、ポンプといった14の機種の具体をお示ししてございます。

13ページ目、お願いします。

こちらは字が小さくて申し訳ありませんが、イメージということで、評価項目による類型化を行う際の、評価項目を整理する流れをフローでお示ししてございます。

それでは14ページ、お願いします。ここから検査に関する実施状況になります。

14ページの上の囲みが規制庁文書の抜粋になりまして、下線部に丸番号が振っておりますが、こちら当社で対応する検討事項として示してございます。

下の検討事項、～まで。

が、検査対象機器に対する検査項目の決定。

が、設備の健全性の評価。

が、検査方法の検討ということで、これらの活動を15ページで説明いたします。

ただいまの～の対応状況ですが、大枠を構築しまして、いずれも検討中という状況を説明してございます。

検査項目の決定ですが、項目の決定に係るプロセスを設定いたしまして、このうち機能・性能検査につきまして、設工認・技術基準の要求事項を踏まえ、対象の抽出方法を検

討してございます。

設備の健全性評価ですが、検査における健全性評価の位置付け、評価の考え方を整理してございます。

検査方法の検討。実検査、記録確認検査、または代替検査の検査方法の選定の考え方を整理中でございます。

課題のところになります、 つきましては、機能・性能検査の具体の対象、それから検査方法等の考え方は精査が必要であると。それからガラス溶融炉の検査の具体化、これが課題になります。

二つ目、 番ですが、設備の健全性評価の考え方、今後精査が必要になっております。

番、検査の方法ですが、劣化事象等を考慮した検査項目ごとの検査方法の選定、それから代替検査の手法や検査の目的に対する代替性の評価の考え方の具体、これが今後の課題になってございます。

これらの見通しですが、課題に対する検討、精査等を進めまして、実施方針を具体化いたします。実施方針を反映し、個別の要領、検査要領書を作成するための検査実施要領を制定。12月の制定を予定してございます。

16ページ目、お願いします。

こちらは検査に係る対応 ~ の実施方針をフローのイメージでお示したものです。詳細は割愛いたします。

17ページ、お願いします。

17ページは 番、検査の方法の検討、こちらの様子をフローでお示したものです。こちらも詳細は割愛いたします。

18ページ目をお願いします。

以上が検査の事項になりまして、18ページ目は分割申請計画についてです。

当社では新設設備、改造の設計状況、それから1.2Ss耐震評価の進捗状況等を踏まえ、分割申請計画を立ててございました。ここに3点その考え方を記載しておりますが、これから今後、先ほど来御説明いたしました類型化、これによりまして選定された代表設備を加味いたしまして、申請計画を再検討してまいります。

19ページ目、お願いします。

こちらは使用前事業者検査の実施工程になります。こちらでも設工認の分割申請計画及び工事工程を踏まえまして、使用前事業者検査の実施工程を検討してまいります。

説明としては以上になりますが、改めまして設工認申請に関しましては、実用炉における体系的な整理を取り入れまして、申請対象として対象設備の選定、類型化、こういった検討の方向性をようやく我々として理解でき、進めてきました。一方で繰り返しますが、社内でも多くの作業を並行で進める中で、現場への作業指示の曖昧さ等に起因し、手戻りが多いといった問題が見られました。

設工認申請書は物量が多く、確実な積み上げが重要ですので、そこをしっかりと改善し、また実用炉の体系的な整備の取り込み、こちら理解が進まないところは電力支援者の支援を得ながらしっかりと類型化等の検討を行い、12月に向け設工認申請書の作成を行ってまいる所存です。

説明は、以上です。

田中委員 ありがとうございます。

それではただいまの説明に対して、規制庁のほうから質問、確認等、お願いいたします。いかがですか。

古作チーム員 規制庁、古作です。

まず、そちらの画面が映らなくなっていますので、対処のほう、よろしく願います。音声は聞こえていますでしょうか。

日本原燃（大久保部長） 日本原燃、大久保でございます。

音声は聞こえております。すみません。今、カメラのトラブルで調整してございますので、申し訳ございません。

古作チーム員 はい。音声は聞こえているということなので、こちらからの発言を続けさせていただきたいと思うんですけども、最後にも少し状況認識と今後していきたいと思っていることという御発言があったんですけど、資料であれば4ページに概括して状況等改善策ということでまとめられておりまして、この文章だけでは文書化をしていなかったから徹底できなかったんだというふうに読めなくもないんですけど、御説明いただいた内容からすると、文書化以前に方針をどう設定すべきなのか、そもそもこのタスクは何のためにあるのかといったようなことを、十分に理解をして作業に取りかかっていないんじゃないかと思われるようなこれまでの対応状況だったというふうに、こちらとしては印象を受けております。

その過程の中で、電力支援という話はあるながらも、そもそもの目的なり趣旨といったものが把握し切れていないので、電力支援もうまく活用できていないのではないかという

ような印象も受けておりました、そういったところ全般取り組んでいくとは言われてはいるものの、それぞれの作業においてどういう問題点があり、どう解決していくつもりなのか、何が大事なのかといったようなところを、この後個々、5ページ以降のところは個別に御質問をした上で、確認させていただきたいと思うんですけれども、そういったところで、前回までの会合でも体制としてそういったことがないようにというので、マネジメントができるように、全体事務局というところに事務局長を設けるとか、あるいは新基準設計部というところを明確に取り込んで、内容的に議論するという場所を設けるというようなことの工夫をされているということではあるんですけど、そういったところで現場の活動は大分議論が深まってきているという印象はあるものの、その上の事務局なり許認可業務課での、今回の新基準に対応した、あるいは新制度に対応した設工認がどうあるべきかといったところを考える部署の人たちがどういう認識を持っているのかというのが、いまだにはっきりしないということ。

さらに今回もスケジュールの話が大分入っていますけど、進捗管理については、これまでは全体事務局がやるのかなと思っていたんですけど、新基準設計部のところと許認可業務課といったところでそれぞれ進捗管理をするというふうに改められているようで、それぞれの作業をどれだけの時間が必要だと思うのかといったところで、あるいは全体工程の中でそれがどう位置づけられるかといったところといったところの調整の考えですとか、あるいは作ったガイドなりを検証するとは言っているんですけど、どういう検証の仕方をすれば後戻りのない、効率的な進め方ができるのか、あるいは現場の人が理解をした中で的確に実施ができる要領、ガイドになるのかといったところの考え方が、いまいち分からないので、煩雑にいっぱい申し上げましたけれども、今申し上げたようなところを踏まえてスケジュールの関係や、あるいはガイド等の検証なり進め方の関係といったところについて、改めて御説明いただけますでしょうか。

日本原燃（松岡部長） 日本原燃の松岡です。

私が事務局長ですので、今お答えいたします。まず現状の認識といったところ、文書がないことが問題なのかに関しましては、御指摘のとおり、もちろん文書はないのですが、それに至る考え方を確定する際に、その目的ですとか、そういったところの理解が不十分であるケースもありました。

これらを曖昧なまま、例えば、ある考えを持った者が、じゃあ現場のほうに依頼指示を出すといったところ、その意思の伝達の中で、自分自身でも書き物にする中でしっかり書

いてみて、こういったところがまだ整理ができていないとか、自分の理解が不足しているとか、そういった気づききっかけというか、ツールとしても文書といったものが必要であろうということで、文書に特化して書きましたが、認識としては今古作調整官からあったとおりでございます。

それから1点、8ページのスケジュール管理、こちらは、誤解を与えるような表記であれば申し訳ありません。スケジュール管理は真ん中の全体事務局の右側にスケジュール管理と、体制上の役割として明記してございますので、こちらが正式なスケジュール管理です。そこは変更ございません。

左下の赤で書いてございますのは、ここは、口頭での補足になって申し訳なかったんですが、個々にそれぞれの部、新基準設計部であれば類型化、許認可業務課であれば設工認の事業書の作成、これは様式も含めてなんですけど、こういった具体的な指示を出す中で、個々の作業の依頼のその進捗といいますか、依頼したものが返ってきているかとか、そういった観点で進捗管理と記載してございますので、上のスケジュール管理と混同したような説明をして申し訳ございませんでした。その誤解を御説明いたします。

あと、これら実際にスケジュールと手戻りがないように、個別に具体的にどう進めていくかといったところにつきましては、先ほど4ページの事項は、これは共通的な考え方になりますので、5ページ、6ページ、7ページにそれぞれに沿って説明をさせていただきます。

古作チーム員 規制庁、古作です。

説明は終わりでしょうか。音声が届かないんですけど、そちら発言されていますか。

日本原燃（松岡部長） 日本原燃、松岡です。

聞こえてございます。

古作チーム員 説明は、以上でしょうか。

日本原燃（松岡部長） すみません。事務局というか全般に係る説明としては以上でして、後は3本柱の個別の、今の手戻りがないようにという見通しを御説明するというところでよろしいでしょうか。

古作チーム員 規制庁、古作です。

個別にはまた別途質問させていただきますので、お聞きしたかったことが十分回答いただけなかったのも、少しブレイクしてお聞きしますけども、スケジュール管理の関係は、それぞれ手戻りがないようにということではあったんですけど、全般にこれまでの6月に

我々から文書を出した後のそちらの対応状況を見ておりますと、何をすべきかが分からないので、取りあえず作業をやってみる。作業をやった中で課題を抽出して、検討するという作業の進め方だったと、こちらは思っております。

そういったやり方がないわけではないと思っております、ただそれが課題抽出のための作業ということなのか、最終的な決定プロセスとしての作業なのかといったところの位置づけがはっきりしないまま、ただ進めているという感じを受けているということです。

前段の課題抽出のための作業なのであれば、その趣旨でどういうことをやったらいいのかということの考え方も、また変わってくると思えますし、それを踏まえて今回提示されたガイドですとか要領を定めて、改めて確定のための作業をするといった作業スケジュールを全体工程として書いた上で、個々のプロセスに回すということだと思えますけれども、少なくともこれまでの面談でスケジュール、そういうことを確認するために出してくださいということでこちらからお話をし、出しているものは、そういうスケジュールを明確に示すといったものが出てこなかったということです。

先日の面談でもそのイメージがはっきりせず、そもそも面談で我々に何を確認したいのかといったこともお話がなかったということで、そういった点で、そもそも現状やっているタスクは何のために、どれを確定させたいのかといったところの明確化というのが、何より大事だろうというふうに思っているんですけども、そういったところでの作業管理についての意識、あるいは目的の認識といったところについて、改めて御説明ください。

日本原燃（松岡部長） 日本原燃、松岡です。

今古作調整官からいただきました、まず事実そのとおりでございまして、私が事務局長として就任してからも、同じようなところを気づいていないわけではなくて、気づいてございました。

いみじくもおっしゃっていただいたとおり、今回はスケジュールも我々見通しのところに個別具体的に書き下しているんですが、これまで確定した文書部分はメモだったり、考え方だったりといったペーパーを作って、まず検討と称して始めるのですが、それが今我々がきちんとチェックしようとしている作成や要領やガイドも、検証なのか、それともその結果がそのままアウトプットにつながるのか、こういったところがごっちゃになっていた。これが先ほど申し上げた手戻り、これが現場サイドに指示・依頼の形で流れていってましたので、手戻りといったものの実態になります。御指摘のとおりです。

これらに関しまして、今回この我々の反省・改善等も当然その一環で、先ほどの検証なのか、実際のアプローチにつながるのかといったところも明確にした、ブレイクしたスケジュールを作成しまして、それを我々社内もちろん、規制庁側とも我々がこういったところにおいて、ここでこういう我々としての考えなのですよというところをきちんと説明できるように改めます。

以上です。

古作チーム員 規制庁、古作です。

分かりました。この後個々の話をお聞かせいただきますので、その中でそういった工程感といったことも、具体的にお示しいただければと思います。

もう1点、電力支援の話申し上げたんですけど、それぞれの過程の中で、まず例えば5ページの最初には実用炉の考え方を支援としてというようなところがあるんですけど、これまでの話ですと、電力の状況を知るというだけではなくて、そこでの考え方を再処理の特徴を踏まえてどう活用できるのかといった考え方の議論の中も、大分混迷を深めているというか、原燃のほうではうまく読み解いて検討するといったところまで追いついていない感じがしているんですけども、そういったところも含め、電力支援というのをどういうふうにするつもりなのか、今のスケジュールの関係の中でもどのタイミングでどういうふうにする支援をもらおうと思っているのかといった、全体的な扱いをお聞かせいただけますでしょうか。

日本原燃（松岡部長） 日本原燃、松岡です。

今、御指摘のありました電力支援者による支援ですが、まず出向で来ていただいております支援者の皆さんに関しましては、今まさにありましたとおり、電力側の炉のほうのお考え方を教えていただくということだけではなくて、方針、1.特に対象設備の選定ですとか、類型化、この辺りの考え方を、方針を作っている、まさにその中におられるわけですが、その中に入ってください、炉の考え方をベースに我々の再処理施設でこういった考え方で、どういう方針を策定すべきかといった中に入り込んで支援していただいております状況です。

それから外部といいますか、日本原燃の外で支援いただくところに関しましては、我々今先ほど申し上げたスケジュールを、きちんと詳細化してございます。こちら手戻りといった観点でホールドポイントをしっかり設けて、そこで我々の、これも見方としては同じでして、発電炉の考え方だけではなくて、それを基に、再処理としての考え方を示した上

で、そこに対して御意見、御指導があればいただきたいといったようなアプローチをいたします。

以上です。

田中委員 はい。

長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

話をもう少し具体的にさせていただくんですけれども、この8ページに体制表があるんですけれども、この体制は最近ですけど、そもそもこの設工認の話というのは、もう1年以上ちゃんと整理しながらやったほうがいいということで、さらに6月には相当詳細なものをうちのほうから提示までして、そこから数えても4か月ぐらいたっているのに、ほとんど進んでいないというのが現状であると。

ようやく分かり始めてきましたと言いつつも、結局この体制表にある方々が、僕の印象だとこれまで最終的なそれぞれの成果品、どういうものを最後に作り上げたらいいのかという、最終の成果品イメージが全くないんじゃないかというふうに思っています。

ようやく設工認の申請対象の設備が、今日一覧表で例示として出ていますけど、ここまでたどり着いた。ここまでたどり着いた8割は多分、我々結構こういうことに対してこんなイメージ。我々は正直なところ、こちらからいろんなものを提示しているわけですから、最終成果品イメージというのを、もう持っているわけです。だから皆さんが作り上げたいものというのは、実は持っているわけで、そのイメージに近づくように行政相談に乗りつつやっているわけなんだけれども、一向に進んでいない。ようやくこの申請対象設備は、イメージ的にはこんな感じでやっていけばいいだろうと。でも残りの9割ぐらが残っていて、大丈夫なのということですよ。

それから今回、原燃が最もしっかりやらないといけない、これしっかりやってもらいたいんです。我々に物凄く影響してくるのが、この類型化の部分ですので、このところしっかりやってもらいたいんですけど、詳細は別途話しますけれども、この成果品イメージというのをちゃんと持っているかというのは、いまだに相当怪しいんですけど、それぞれこの最後の申請書のイメージとか、そういったものは今ここに座っている方々というのは、この体制の中核を担っている方だと思んですけど、この人たち全員、ちゃんと答えを持っているんですか。

答えを持っていないからこそ、手戻りがどんどん生じてきたり、チェックができないということなんですけど、これは皆さん同じイメージが共有されているという、そういう認



識でよろしいですか。もしそうでなければ、今日の説明で幾らやってもまた同じことになるんですけど。

少なくともこの体制の中に入っている人は、成果品イメージがみんな共有されていると。さらにその共有というのは、我々とも共有していただきたいというのが、一番手戻りなく進めるはずなんですけど、いかがですか。

日本原燃（大久保部長） 日本原燃、大久保でございます。

まず6月24日に文書を提示していただきまして、それから随分時間がたっている。それでもなかなか進みが悪いということに関しまして、私ども再処理施設の新規制以前の旧認可いただいた設工認申請書の頭が大分ありまして、その先入観で取り組んでいた部分が、進みが悪かった原因の一つだと思っています。

発電炉での工認の勉強も並行してやっておりましたけれども、その理解が私ども頭が固くて、なかなか進まなかったというところが、その一端になっているというふうに思っています。

そういう中で体制を強化して電力支援を、電力さんからしていただいて、炉の工認の申請書を見て、もちろんただそれを混ぜればいいということではなくて、なぜそういうふうに整理されているのかというところまで遡って、いろいろ御指導いただきながら、再処理の設工認申請書のイメージを作っていくということを、これまで時間がかかっておりましたけれども、進めてまいりました。

アウトプットのイメージにつきましてでございます。まさに私どもの反省点の一つでございます。これを紙に書いて文書化して、社内でイメージを共有ができていくかということ、これにつきまして人によって、そこは多分ぶれがあるんだと思います。ここは反省点を踏まえて、文書化して、それはもちろんこういうイメージで申請していきますということを、今後御説明していくということで対応してまいりたいと思います。

以上です。

長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

基本的に質問に答えていないんですけども、要は途中のプロセス、我々はどうでもいいんです。最後の成果品というのはもう三つしかない。最後の三つ目というのは最後の申請書なんで、それはそれでもう発電炉を見ればイメージは乗っかっているんですけど、プロセスはある種どうでもいいんだけど、最後のフィニッシュの成果品がこれだという。これを作るために、皆さんはどういう手順で作っていくというのが手順書になっていくとい

うことなんです。

だから手順書が先にあるんじゃないかと、答えのイメージをちゃんと持っていないと、正しい手順書を作れないということを私は言っています。それを今皆さんで共有しているんですかという、そういう質問です。だからもうYesかNoでもいいですけども、それができていなければ、この先手順書は作れないです。

日本原燃（大久保部長） 日本原燃、大久保でございます。

そういう意味では、先ほど長谷川管理官のほうから御紹介といたしますか、申請対象設備のリストというのは、イメージをいろいろ合わせさせていただくことができましたので、これについてはいわゆるアウトプットという形ではできますが、そこに対するどういう設備をそこに記載していくのかというところの大筋については、方向性として発電炉での考え方というのを我々勉強して、整理ができてきましたので、1件ずつ今後仕分をしていかなければならないということで、アウトプットを完成させていくということで、入れ物についてはフォーマットという形でできています。一部重要な機器については1万4,000機器をそこに整理してございますので、今後それに対してそれ以外の設備を一つずつ確認して、選定してリストアップしていくということで、これについてはかなり明確な形でここは調整できていると思います。

それから類型化につきましてでございますけれども、類型化につきましては、正直ここはまだ手探りの部分がございます。手法を検討するためのポンプですとか送排風機、こういうものを試行して、試しにこういう整理をしてみたというところにまだとどまっております、最終的な意図として、こういう形で整理すればいいんだというところを文書化する中で、最終的に決めていくことになるんですけども、その明確なイメージというものは御指摘いただいたことに対しては、現時点でYesと言える状況ではございません。

以上です。

長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

多分イメージを持っていないので、この先も進めないんだと思います。多分、手順を作りながら答えが分からないんです。だから皆さんが今考えているものを提示してもらえれば、例示をしてもらえれば、我々のイメージはこうだということをお伝えすることはできるというふうに以前から申し上げているけど、何か月もずっと出てこないですよ。だから一体誰が、いろんなやり方があると思うんですけど、答えをどう作り上げていくつもりですかというのは、試行錯誤をしながらやりますしか聞こえていなくて、その試行錯誤は

もう何か月もやっているのに、答えが出てこないわけです。

それをあと1か月で全部やり終えますというところには、相当な説明の中で矛盾が生じているような気がしているんです。頑張りますというのは伝わってくるんだけど、何も分からない中で手探りでやって、あと1か月で終わりますということでは決してないんだと思うんですけど、そこをどう埋めていくんですかというのが、この体制の中で電力の支援もどういうところでもらうんだという、多分それを大久保さんはちゃんと考えないと、誰も答えを持っていない中で、どうやって進むんですかと。

日本原燃（大久保部長） 日本原燃、大久保でございます。

すみません。「手探り」という言い方がふさわしくなかったかもしれませんが、確かにアウトプットのイメージというのが、現時点で鮮明に私の中にあるわけではありませんけれども、それを検討していくステップを、どういうステップで何を検討していくのだというところを、社内で今検討を進めているところでございます。

原燃だけで考えるのではなくて、そこは電力さんの支援もいただいて、出向してきてくださっている方もいますし、外部でサポートしてくれる電力さんもありますので、我々だけで「井の中の蛙」で検討するのではなくて、分かりやすい形に整理していけるように、それでアウトプットの形をこういう形にしていけばいいんだということを、今検討しているところでございますので、なるべく早い段階でアウトプットのイメージをお示しできるように対応してまいります。

以上です。

長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

話はもうこのくらいにしておこうと思いますけど、我々別に決して急いでいるわけじゃないんで、ゆっくりやってくださいということだけかなと思います。

田中委員 あと、はい。

河本チーム員 規制庁、河本です。

体制のところでもう1点、私のほうから確認があります。

この体制のところでは、大きく変更した点といたしまして電力の支援を受けるとか、品質保証部の位置を全体事務局の上側に持って行って、副事業部長に提言するという形のことが、変わったところのポイントかと思っております。

この体制に変えたことによって、この体制が機能しているかどうか、この辺について事業者の自己評価を説明してください。

簡単で結構ですので、説明してください。

日本原燃（菱沼部長） 日本原燃の菱沼でございます。

御質問の件でございますけれども、今個別業務をやっている責任者、こういったところのマネジメントがしっかりできていないといったようなところが、規制庁さんのほうからも御指摘として挙げられているかと思えます。

機能としてはしっかりと体制を整えてやっているという状況でございます。今個々の対応、これからいろいろと改善をしていくと思っておりますので、そういった改善をした上で、相変わらず今後も同じような状況が続くようであれば、どこかに問題があるんだろうというふうに思いますので、そういったところがないようにということで、今後も第三者的な立場で品証部はチェックしていきたいと思っております。

そういう意味で、今時点では体制としては機能はしているというふうに判断をしております。

以上です。

河本チーム員 規制庁、河本です。

機能しているということなので、今のところはこのメンバーで、能力的にも人数的にもこの体制図で行うことで機能しているという説明でよろしいでしょうか。

日本原燃（菱沼部長） 日本原燃の菱沼でございます。

少なくとも責任者に関しては、このメンバーでやっていけるというふうに、今の面では思っております。

以上です。

古作チーム員 規制庁の古作です。

今、どの断面での評価をされたのかよく分からないんですけど、4ページの資料を見る限りは、十分な体制が敷かれているというふうには感じていないから、反省点があり、改善をしということなのだと思うのです。

今の割り当てられている人で、何とかできる状態だということ自体は、否定はしないんですけど、こういうような資料を書いている人が、「機能しています」と平気で言えるということが理解できなくて、一方で私が前の審査会合でも申し上げたんですけど、品証部門が言う前に、実施部隊の人が自分たちの体制をどう考えるのかと。どうマネジメントしていくつもりでいるのか、それが有効なのかどうかというのを、考えながら作業をするというのが大事だというふうにお話をしていたんですけど、今日の資料を見ても一向にその

趣旨というか、その意思が認められないのですが、その点は大久保さんなり松岡さんなり、どうお考えになっているのでしょうか。

日本原燃（大久保部長） 日本原燃、大久保でございます。

今我々が活動しているこの体制で、機能がしているか、十分なのかということに関しましては、私自身が責任を持って、全体の業務の進み遅れを含めて、見ていく立場でございます。

今、品証部からの立場で話がありましたけれども、まずそもそもこの体制の中で責任者が内部の体制をしっかりと見極めて、その課題を拾いにいって、それを解決していくと、そういう責任者が対応はし切れるか、し切れないか、そこも見て人が足りなければ増やしますし、対応ができていなければ人を替えるということも含めて、今この体制の中でやっていくということで対応してまいります。

そういう中で反省点、改善点を挙げさせていただきましたけれども、現時点では体制そのものが何か欠陥がある、まずいというふうには考えておりませんで、実際には業務の進め方の中で文書化して認識を合わせて、手戻りをなくしてぶれずに進めていくというところに、相変わらず弱点があったというふうな整理をさせていただいております。もちろん体制が盤石かどうかというところについては、多少の改善はさらに進めていきながらやっていく部分はあると思いますけれども、そういった認識でございます。

以上です。

古作チーム員 規制庁の古作です。

今の御回答を聞いて、なぜ言葉がうまくかみ合わないのか、認識がかみ合わないのかがよく分かりまして、我々が言っている「体制」というのは、人だけではなくて、手順ですか仕事のプロセスの構成ですとか、もろもろ全体を踏まえて「体制」と申し上げています。

今回4月に届出されたようなQMSの体制も、法律上「体制」ですけども、その中には人だけではなくて手順なりが含まれていますので、そういった点で全体としてどうマネジメントできているのかという、これも結果なんです。結果まで結びついているのかどうかといったところを十分認識をして、話を進めていただくと、こちらとかみ合ってくるのかなというふうに思いました。今後のやり取りの中で、そこら辺をよく認識して進めていただければと思います。

以上です。

日本原燃（大久保部長） 日本原燃、大久保でございます。

今御指摘いただいた点につきまして、しっかり認識した上で、今後話を進めさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

田中委員 あとありますか、はい。

河本チーム員 規制庁、河本です。

個別のところについて触れたいと思います。5ページのスライド、対象設備の選定のところを見ていただきたいと思います。

こちらのページでも、いろんな多数の作業が書かれております。例えばガイド案を作成する。ガイド案の有効性の検証を行う。ガイドを制定して申請対象設備の選定を行う、これは ~ のプロセスがあります。

一方で、申請対象設備が約10万点ぐらいあるという形のうちの、今明確に進んであるのが1.4万と書かれております。この各作業のスケジュール感を説明していただき、そのスケジュール感で11月中旬にこの作業が終わるといふことの整合性について、説明してください。

日本原燃（伊藤課長） 日本原燃の伊藤です。

今御質問ございました申請対象設備の具体的な作業のステップと、それぞれのスケジュール感について、現状の考えについて御説明いたします。

まず見通しにあります、この ~ 番につきましてですが、先ほどありましたように、ガイド案の作成というふうには書いていますが、まずはこれをやる前に考え方です。申請対象設備の選定の考え方を現在検討しております、それをアウトプットとしてガイドに取りまとめるといふことを検討しております。

そのガイドの作成に当たっては、まず現在申請対象設備の選定の中で具体的に設計情報等から対象設備の抽出を進めている最中でございます。こちらの作業が全体として今、スケジュール感としては今月いっぱいを目途に設備対象の抽出、色塗りというところを実施いたしまして、その内容を一旦ガイドの案に取りまとめると。

河本チーム員 規制庁、河本です。

答えを簡潔に。例えば 番であれば、いつまでにできる。 番であればいつまでにできる、そのスケジュール感を説明してください。

日本原燃（伊藤課長） はい。すみません。失礼いたしました。

まず 一番のガイド案の作成につきましては、10月末までに作成いたします。

次の検証につきましては、具体的に作ったものの有効性を確認するというので、こちらが11月の中旬ぐらいまでには検証を終えて、今、具体的にそのガイドに基づいて選定を行うというところを11月中旬、2週間程度で作業を進めていくという、見通しでございます。

以上です。

河本チーム員 規制庁、河本です。

今の説明、途中で遮りましたが、今やっているのが、一番の実用炉の考え方の整理をしていると。まずその段階で、一番の作業が10月末に終わるとしているのがよく分かりません。

有効性の評価のサンプルをどのぐらい取るつもりなのか、よく分からないですけど、それが上・中旬に終わるとしても、まだ設備が約8万ぐらい残っている。その作業感が見えてこない説明になっておりますので、今言ったスケジュール感が本当に事業者の認識なのかどうかというのを、もう一度説明してください。

日本原燃（伊藤課長） 日本原燃、伊藤です。

今の作業感に対して実態進んでいるところといたしまして、系統図の作成の色塗りについては、今後実施するということになりましたが、実際は申請図書が、設計図書を洗い出して系統図の色塗りについては作業のほう、実際進めているところでございます。

それに対して考え方を、可能であれば具体的には論点を今週目途にはつけて、色塗りをしたものに対して抽出作業を実施していくと。対象の代表の機数とか、具体的な系統の数につきましては、全ての8万の機器をやっていく作業にはなるんですけども、考え方を整理することで一応そこは達成できると、物量は多いですが、できるものと考えております。

河本チーム員 規制庁、河本です。

そもそも現状のところでも、電力支援を受けて整理中、これで電力の支援を受けることによって、かなりいろんな経緯を整理されているだろうなということは、面談でも感じられるときもあります。ただ、設計図書から設備を抽出していくというのは、かなり膨大な作業がありまして、それが考えられまして、体制を大幅に強化するとか、プロセスを改善するという飛躍的な改善がないと、このスケジュールに間に合うとは到底思えないんですけども、それでもこの作業、一番の作業は11月中旬に終わると考えているということによ

るしいでしょうか。

日本原燃（伊藤課長） 日本原燃の伊藤です。

御指摘がありました抽出作業の膨大な作業になることについては認識しておりまして、これに当たっては相当数の人を確保した上でやらないと、1週間、2週間という作業ではなかなか厳しいという認識がございますので、実際その考え方を選定して作業が見え始めたところで、必要な人数とか各施設間の作業部隊の状況も確認して、達成すべくやっていきたいというところで考えてございます。

河本チーム員 承知いたしました。

作業は、大きな手戻りがないように進めていただきたいと思います。

次のページ、6ページのところについても1点だけ確認させてください。作業を行う上で、事業所内の一定の品質管理ができるように、様式の作成を行っているということなんですけども、既に様式の作成が完了していない段階で、幾つかの機種の設定を行っているということが書かれております。

これは少しはフィードバックをしながら、見直していくということもあるかと思うんですけども、これまでやってきた作業について、どのようなことを検証するのかというのを説明してください。

日本原燃（蝦名部長） 日本原燃の蝦名です。

様式のほうが確定していないということで、二つあると思うんですが、まず縦軸のほうですけども、今こちらのほうは機種の設定のほうの様式が完了していないんですが、まずは変更許可申請書のほうから抜き出した機器で整理することで、類型化という点では代表性があると考えておりますので、またそれが全ての機器になったときに、その考え方で本当に今までの考え方で変わらないかというフィードバックをする予定としております。

横軸のほうなんですけども、横軸も様式 - 6、7がまだ完全にはできていないものの、様式 - 6、7の目的として、我々が使いたいのは評価項目がどのようなものがあるのかというのを抜き出すための基として使いたいと思っておりますので、そういった点ではまだその様式 - 6、7も完全にはできていないんですけども、一定の我々の持っている水準にはあるのかなと思っております。

こちらも正式に様式 - 6、7が確定した後は、またフィードバックするというところで作業を進めておりますので、これまでいろいろ試行もしてはいるんですが、そういったものは無駄になるというふうには考えてございません。



以上です。

河本チーム員 承知いたしました。

自分の認識では、先ほどあった1番の設備の選定と、2番の類型化というのは、作業部隊は結局同じ人たちがやっているということもあるかと思imasるので、効率的に作業を進めていただきたいと思います。

長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

類型化の話で、私、我々一番ここが重要視しているところなんですけれども、これ、今ほとんど検討が進んでいないということみたいなんですけれども、既に類型化をすべき重要な機器というのはリストアップされているということと、それからページの7ページには、具体的な設計とか評価、計算がかなり終わっていますという説明がある中、分からない14機種を設定しましたとかという説明があって、これだけできていれば、類型化はほとんど終わっているんじゃないかなと。終わっていないといけないというか、やっている中で、これみんな一緒だというのが出てくるはずなんです。

そういう中で、今日説明が随分、その14機種を設定しましたみたいな説明をするんだけど、これは、我々14機種の設定なんてどうでもいい話で、やっていただきたいのは、結局貯槽が何百とか1,000とかありますと。それをこれはみんな高レベル入っているやつは全部同じだよなとって、こいつをワンパッケージでやりますとか、そういう話をすると思うんです。

評価というのがその中で一緒だといって、13ページにぐちゃぐちゃいろんなことをやっているようなんですけれども、大本はそんなに難しくないと思っているんで、その意味でいろんなやり方はあって、私がこんなことを言うと混乱をさせてしまうのかもしれないんですけど、先ほど来申しあげている成果品のイメージというものが、もしかしたら違うんじゃないかとか思っていて、確かにいろんなことをやっていて、いろんなものを持っているんですけど、やり過ぎかもしれないし、深く追及し過ぎていて、いろんな余計なことまでたくさんやっているような気もするんで、こういうところの認識がきちんと合わないと、最もここが今回の設工認の申請の中で、これは原燃の特有な話なんです。

要するに仲間はみんな一つで、できるだけ一つに代表してやりましょうというのは、炉にはないところなんで、ここに力を入れるべきところで、適切なことをやっているのかなというのがとても心配なんですけれども、やっているんですよとて「はい」と言うだろうから、ここについては成果品のイメージをちゃんと共有させてください。

日本原燃（蝦名部長） 日本原燃の蝦名です。

まずあまり進んでいないような状況であることは、確かにそのとおりでございます、我々網羅性という点で、そこにこだわっていたところがありましたので、作業が進まなかったんですが、今までも既に作っているものもありますので、そういったものを利用して、類型化の考え方というのは事前に並行して進めることはできますので、そちらは進めるように計画を見直したところでございます。

あと成果品のイメージなんですけれども、今13ページにあります、この一番下の部分にある 番の縦軸に機器が入っていて、横軸に評価項目が入って、それに xがついたものなんですけれども、そちらからパターンを決めてグループ化して、代表を決めていくような表が、まず一つの成果品とっております。そのほかに、あとは添付書類の構成というのが重要だと思っております、そちらもアウトプットのイメージの一つ。あとはさらに今度は申請計画というのが、もう一つのアウトプットになると思っております、それらの三つが類型化から導き出されるアウトプットだというふうに、今認識しているところで

以上です。

長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川ですけれども、多分全然イメージが違って、僕の類型化のイメージはもう1個しかなくて、だからそれは類型化をするというのは、結局1.4万の設備機器が、個々には申請を1.4万全部出してもいいわけです。そうしたら我々1日1個で1.4万日かけて見ればいいんだけど、そういうことではなくて、結局最終的に1.4万を同じものを整理していくと、最後に100個の設備を見ればいいんですか、50個見ればいいんですか、1,000ぐらい見ないといけないんですかという、そういう話をしたいわけです。

ここが我々の審査する側にとっても、そこにどれだけ資源を投入すべきかというのが、そこで決まるわけですから、それを早くやりたいということで、そういうお話をしていると。

その類型化みたいなものができたら、申請書はこんなふうには書けばいいと、それは決まれば全部落ちてくる話なので、最も重要なのは、こういうふうに一まとめにして申請することに問題がないかという、そういう行政相談をすべきではないかなというふうに思っていて、それがずっとなされないまま、こういう細かい話をやっていっちゃうと、これが手戻りが生じますよというところではないかなと思っていて、最も簡単なところをちゃんと

やっていかないといけないんじゃないかと思っているんですけど。

古作チーム員 規制庁、古作ですけど、少しこれまでの面談の状況で、この資料を作っている状況をお伝えしておく、評価項目がちゃんと認識をされていないと、同じ評価でいいよねということにつながらないので、評価項目を整理しましょうということでお話があり、それで様式 - 6、7というふうに言われていて、このページですと右上のところ、あるいはその下のところといったところで検討をして、あるいは のところもそうですけど、何を説明すべきかといったところをまとめて、その項目が出れば、その中で同じ説明になる機器はどれだということで、最終的に になっているところの表になって、全体これ縦軸の何個について、一つの評価で済むといったようなことがまとめられるということで、今蝦名さんのほうは が成果品だというふうに言われたということで、成果品の表現の仕方ですけど、そのツールとして は生きてくるということだと理解をしていますので、作業はそのように進めていただければ分かりやすくなるんだろうと思います。

もう一つは、 番で添付書類を作っていくという、その評価項目ごとにそれぞれ説明をするということですので、それでまとめていただければ結構だと思っていますし、あとはその説明書の中で、計算結果を包絡的な評価で一つにまとめるのか、個々の機器ごとに評価をするのか、そういったところの評価方針を整理していただければ、申請書類としてどうなるのか、それに対して我々がどういう審査をしていくのか、物量感はどうなるのかといったことも把握できると思いますので、作業自体はそんなにずれていないと思っていますので、作業進捗についてスケジュール感を明示的にしていただいて、早くその認識を共有するというところまで持っていただければ、こういったやり取りが効率的になっていくんじゃないかなというふうには思っています。

日本原燃（蝦名部長） ありがとうございます。

スケジュール感につきましては、まだ提示ができていないんですが、早い段階で、我々も今並行して作業を進めるような形で作業を見直しておりますので、そのスケジュールは早い段階で提示したいと思っております。

古作チーム員 規制庁、古作です。

またそのときに後戻りがないようにという意味では、何か一例でこういう作業で類型の話ができますねというのを、簡単な内容でもいいので、明示的にしていただくといいのかなと思いますので、御検討をお願いします。

日本原燃（蝦名部長） はい、分かりました。ありがとうございます。

田中委員 あとありますか、はい。

早川上席原子力専門検査官 規制庁、早川ですけれども、検査に関して2点ほどお話しさせていただきたいと思います。

15ページですけれども、検査の実施方針の中で一応見通しとして12月に検査実施要領の制定ということになっております。

今回の使用前事業検査に関しては、この検査実施要領が肝になるかと思imasので、今後我々規制庁としては、検査実施要領の確認を進めていくことになるかと思imasので、今後タイムリーな調整をお願いしたいというのが1点。

もう一つが、17ページの検査方法の検討のフローなんですけれども、実検査を基本としたフローとして流れているんですけれども、実検査可能か、Yes、Noで同じ内容のひし形になっております。ここでは実検査を基本的な考え方としたところで、実検査ができるけれども、記録確認で問題ないというものの整理が必要かと思imasので、その辺の検討をお願いしたいと思います。よろしくお願imasします。

日本原燃（若林課長） 日本原燃の若林です。

御指摘ありがとうございます。その辺はスケジュール的には実施要領の確認も御提示した上でいただくというようなことも考えております。

それと、二つ目の17ページの実検査が可能かで実施済みの場合の記録の有効性というようなものについては、今のところは検討中ということもありまして、実検査が可能かというところでNoになっているところと同じような書き方にはなっていますけれども、このところは明確に考え方を整理しておく必要があるというふうに考えておりますので、その辺は検討次第、また御説明をさせていただきたいと思imasします。

よろしくお願imasいたします。

早川上席原子力専門検査官 規制庁、早川ですけれども、今後よろしくお願imasいたします。

田中委員 あとありますか、はい。

長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

最後に総括的な話なんですけど、今日は進捗が思わしくないと。もともと10月末には申請しますという計画があった中で、全体としては今12月ということで、それはそれで全然構わないんですけど、いずれにしろいろいろ改善をしなければいけないことがたくさんありますということと、そのための組織は作りましたということですので、また同じような、

できませんでしたというふうにならないように、自ら立てた改善策、それから、もう計画をやっていくことしかないんだらうというふうに思っていますので、そこにいらっしゃる各責任者の方は、それぞれ自覚を持ってやっていただくと。

ただし、我々はしっかりしたものをちゃんと提示していただきたいということに変わりはありませんので、いずれにしろ自ら立てた計画を一つ一つ適切にやっていっていただきたいと思います。

田中委員 はい。

日本原燃（小田副事業部長） すみません。日本原燃の小田でございます。

私、進捗管理をしている立場から、一言、お詫びないし今後の進め方についてお話しさせていただきます。

今回いろいろな議論ございましたとおり、これまで進めてきたのは課題のあぶり出しというところに、あまりにも力点を置き過ぎておりまして、長谷川管理官が言われるとおり、アウトプットは何だということについてのイメージを持たずに仕事をしていたというところは、大きな反省だと思います。

今回いろいろと御質問に対して、お答えの中でもぶれているような点もありましたけども、今から管理する認識といたしましては、アウトプットのイメージをいつまでに作られるかということは、一つのポイントだと思っております、いろいろとお話ございましたが、全体総括的に言いますと、10月末までにまずそんなイメージを固めてしまいまして、その上で規制庁さんと、その認識が一致しているかということが全てだと思っております。

それをできましたら、今いろいろとガイドとか申し上げましたけれども、それが固まりまして、それ以降、それを各所に展開していく。特に自主的に作業を行っていただくところは施設部というところになるんですけども、そこで展開していくことになりまして、それ以降はいわゆるきちんとしたものが出来上ると、先ほどこちらのほうからお答えさせていただきましたけれども、人手をかければできるといったフェーズに入っていくんじゃないかというふうに認識しています。そこを現時点では11月中旬といったことを、一つのターゲットにして進めているといったことだというふうに思っております。

私はその回答側のほうに回りますので、今後実務をやっていっておるところが、その方向性に向けて何を作り上げて、どういうことを規制庁さんのほうに御提示できて、そこでちゃんと説明できるかといったところは管理していきたいと思っておりますので、よ

るしくお願いしたいと思います。その上で設工認申請書といったものを作り上げて、12月に申請といったことで示させていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

田中委員 よろしいですか。

よろしければ、私からも一言申し上げておきますが、本日の説明から、これまで相当の時間をかけて申請の準備作業を進めてきたはずですが、予定どおりには進んでいません。これまでと同様、まだマネジメントに問題があるようですので、今回その改善策が示されました。

原燃は改善を進めつつ、引き続き整理作業を焦らず、具体的かつ着実に進めて、また最終的にイメージを持ちつつ、適切な申請書を作成することが目的達成の近道だと思いますので、適切なマネジメントを進捗管理の下で、しっかりと対応していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

あとよろしければ、これをもちまして本日の審査会合を閉会いたします。どうもありがとうございました。